

小田原市勤労者サービスセンターインフルエンザ予防接種助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市勤労者サービスセンターの会員の健康維持を図ることを目的として、会員がインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた場合の予防接種の費用の一部を助成するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 予防接種を受けた会員が予防接種の費用を全額負担したとき 当該予防接種を受けた会員
- (2) 予防接種を受けた会員の予防接種の費用の全額を当該会員を雇用する事業所が負担したとき 当該予防接種を受けた会員を雇用する事業所の事業主

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、500円とする。

2 助成金の交付は、予防接種を受けた当該年度につき1回とする。

(助成金の申請方法)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、接種年度の11月1日から翌年の2月末日までに、小田原市勤労者サービスセンターインフルエンザ予防接種助成金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）を理事長に提出しなければならない。この場合において、申請者が、第2条第1号に掲げる者（その者が事業主であるときを除く。）である場合は、その者を雇用する事業所の事業主に委任して行わなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予防接種を受けたことを証する領収書又はその写し（予防接種を受けた会員の氏名の記載があるものに限る。）
- (2) 委任状
- (3) 申請者が、第2条第2号に掲げる者である場合は、受診者名簿

(助成金の支払)

第5条 理事長は、申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第6条 理事長は、助成金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により助成金の支払いを受けたと認められるときは、直ちに助成金を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。